中北地域防災アクションプランの概要

中北地域アクションプランとは

〇中北地域に共通する防災課題への対策や防災に関する施策を体系的にとりまとめた実践行動計画。

プラン実施期間

- 〇平成19年度から平成31年度までの13年間。必要に応じて項目の追加、修正、削除を 行う。
- 〇アクション項目実施に際しては、「早急」「短期」「継続」の3段階に分け取り組む。

これまでのプラン策定・改定の流れ

- 、 ◎平成18年11月に、中北地域の防災力向上を目指し、センターは「中北地域防災アクションプラン」を策定(計画期間:H19〜H28) ◎東日本大震災を契機とした国の「災害対策基本法」の改正を受け、平成24年3月に、県は「地域防災計画」「第2次やまなし防災アクションプラ ン」を改定
- ン」を改定 →平成25年2月及び平成26年5月に、センターは「中北地域防災アクションプラン」を改定 ◎平成27年12月に、県は「山梨県強靱化計画」及び「山梨県強靱化アクションプラン」を策定、平成28年3月に「第2次やまなし防災アクションプラン」を見直し
- ◎平成28年4月に、熊本で震度7を2回観測する地震が発生し甚大な被害が発生。避難所や物資輸送、住民への周知等の課題も顕在化
- →平成28年7月に、センターは「中北地域防災アクションプラン」を改定 ◎平成29年7月に、県は熊本地震等を踏まえ、「山梨県強靱化アクションプラン2017」を策定(計画期間:H29~H31)
- →平成29年10月に、センターは「中北地域防災アクションプラン」を改定

プランの推進体制

- ○中北地域防災連絡会議を設置し、各アクションを市町ごとに推進。
- 〇連絡会議等で毎年度状況を報告し、計画期間中であっても必要に応じて 見直しを行うとともに、進捗の状況によっては取り組みを強化。
- 〇被害想定や防災施策などに大幅な変更があった場合は必要に 応じて見 直しを行うとともに、状況によっては取り組みを強化。

東日本大震災、熊本地震 等の教訓

- (1)現行の耐震基準に適合しない建築物で、 揺れによる被害が発生
- (2)交通インフラが広い範囲で被災し、救急・ 救助活動、消火活動、緊急輸送活動に支 障
- (3)広範囲の液状化の発生
- (4)固定電話、携帯電話、インターネット等の 情報通信インフラが途絶
- (5)日常的に訓練をしていた地域や深い結び つきを持つコミュニティーの避難が良好
- (6)避難が困難な高齢者などの災害時要援 護者に多数の犠牲者が発生
- (7)交通マヒに伴う大量の帰宅困難者の発生
- (8)津波等により沿岸地域を中心に多数の孤 立集落が発生
- (9)被災地のニーズ把握やニーズに対応した 迅速な情報提供が停滞
- (10)燃料不足等による食料や生活必需品の 供給の停滞

3つの基本政策・9の施策分野・64のアクション

「住民の命を守る アクション(災害予防)」(48)

○耐震化 及び備の推 進 ○液状化 対策の推 進

体化 〇集整 〇応向 〇体制 情体備 災能上 関等力 保め 対の 団の 団の 団の

力体制の 確立 等

〇行政に

おける防災

〇要配慮 〇地域防 者の支援 災力の強 体制の強 〇学校等 〇帰宅困 における対 難者等に 関する体 制の整備 Oボラン ティアの活 〇中山間 用、支援体 地域孤立 制の強化 時に係る 検討

「住民の暮らしを守る アクション(応急対策)」(14)

「復旧・復興を進める アクション(復旧・復興)」(2)

仮設住 宅の確 保

〇応急仮

設住宅の

確保

確実な 廃棄物 処理

〇災害廃 棄物処理 体制の整

災害による被害を最小限にとどめ、住民の命や暮らしを守るため、防災体制の一層 の強化を図るとともに、災害に強い地域づくりを進めます。

熊本地震等を踏まえた

山梨県強靱化アクションプラン2017の策定 (平成29年7月)(計画期間:H29~H31)



- 中北地域防災アクションプランの改定(平成29年10月)
 - ・受援体制の構築
 - ・避難所運営マニュアルの作成 の2項目を追加